

# 技術業務における労働安全衛生法の適用について

大久保 興平

名古屋大学工学部・工学研究科技術部(環境・安全技術系)

平成16年度からの国立大学の独立法人化に伴い、国立大学に勤める教職員の健康・安全に係わる諸事項については、人事院規則に替わり労働基準法及び労働安全衛生法(以下安衛法)が適用される。これら法規の相違については、昨年度の研修会で報告したとおりであるが、基本的な相違点は健康安全に関する罰則の有無であろう。

人事院規則の健康安全に関する諸規定は、主として本規則の10-4に記されており、その具体的な措置については、事実上は安衛法で定める諸規則の例をとっている。したがって、人事院規則は、基本的には安衛法及び安衛法関連の規則と同一と見なすことができる。しかしながら、これらの法規には人事院規則とは異なる規定や言及されていない規定が条項として多く盛り込まれているため、これらに対応する必要がある。

これは次年度からの技術業務を遂行するにあたり、きわめて重要である。よって、これまでの健康安全管理体制及び健康・安全管理基準等を確認・見直し、不備がある場合は改善するとともに、新たに適用される法令や規則に適用した措置及び対策を講じる必要がある。

## 1. 健康安全管理体制

事業所の規模や業種によっても異なるが、当東山キャンパスの場合、安衛法の元では総括安全衛生管理者、衛生管理者、産業医、作業主任者、他を置くことが必要と予想される。

この内、総括安全衛生管理者に対応する条項は人事院規則には存在しないため、新たに選任する必要がある。衛生管理者及び作業主任者に対応する条項は人事院規則にも存在するが、安衛法におけるこれらの管理者は、免許・資格等を有する者の中から選任すると定めている。特に衛生管理者については、少なくとも毎週1回の作業場等の巡視も課せられている。

作業環境の測定については、人事院規則にもそれに対応する条項が存在(有機溶剤取扱場所、特定有害業務に係る物質の取扱場所、粉じん発生場所、騒音発生場所、酸欠場所、他)するが、安衛法では、作業環境測定士の資格を所持する者が行うように定めている。

健康安全に関する委員会については、人事院規則にもその条項が存在するが、安衛法では、その開催の頻度を毎月1回以上と定めている。

健康安全教育については、人事院規則、安衛法のいずれも同様の規定が定められている。危険又は有害な業務に携る就労者及び就労させる者については、特別の教育を行う必要があり、この教育を行っていない者に対しては、これを実施する必要がある。

## 2. 安全衛生に係わる資格等

技術業務においては、作業主任者を選任すべき作業及び就業制限に係る業務、危険又は有害な業務に携る可能性が高いため、資格を所持していない者や特別の教育を受けていない者は、これらの作業や業務に係わる資格等を取得する必要がある。以下は当キャンパスに関係すると考えられる資格等を要する作業や業務である。なお、作業環境測定業務(作業環境測定士関連)については、事業所の判断に委ねざるを得ないため、ここでは割愛したい。

#### < 作業主任者資格が必要な作業 >

有機溶剤作業、特定化学物質等作業、酸素欠乏危険作業、化学設備関係第1種圧力容器に係る作業、プレス機械作業、鉛作業、エックス線作業、金属製建築物の骨組み又は塔の組立て・解体等の作業

#### < 就業制限に係る業務 >

ボイラー取扱、ガス溶接（金属の溶接・溶断・過熱）、クレーン運転士、床上操作式クレーン（5ト以上）、玉掛（1ト以上）

#### < 特別の教育（危険又は有害な業務）が必要な業務 >

電気取扱（低圧、高圧/特別高圧）、産業用ロボットの教示・検査等、研削といしの取替え又は取替え時の試運転（自由研削、機械研削）、アーク溶接・溶断、クレーン取扱い（0.5～5ト未満）、玉掛作業（1ト未満）、動力プレスの金型・シヤーの刃部の取付け・取外し等、酸素欠乏危険作業

### 3. 使用制限、危険防止措置、検査、災害報告等

#### (1) 有害物の製造等の制限

安衛法では、製造等が禁止される有害物等（黄りん、ベンジジン及びその塩、アモサイト、クロシドライト、ベンゼンを含むゴム、他5項目）については、健康障害防止の観点から製造・輸入・譲渡・提供又は使用を禁じている。人事院規則にもこれに対応する規定が存在するが、安衛法ではこれに違反した場合にはかなり厳しい罰則規定が存在する。

#### (2) 危険を防止するための措置

人事院規則では、機械・器具その他の設備、爆発性の物・発火物等、電気・熱その他エネルギー、墜落、他による危険に対して種々の規定が存在する。これらは実質的には安衛法関連の規則による措置（労働安全衛生規則第2編、ボイラー則、クレーン則、鉛則、特化則、酸欠則及び粉じん則、他）がとられているため、安衛法の元でもその内容はほぼ同様である。しかしながら、安衛法関連の規則による措置は膨大な条項によって規定されているため、従来の措置を見直し、不備な点が存在する場合は改善を要する。

#### (3) 設備等の使用の制限、設備等の検査

人事院規則では、ボイラー、簡易ボイラー、第1種圧力容器、クレーン、研削盤・研削といしの覆い等50項目を使用制限のある設備等と定めており、これらの設備は人事院の定める条件を満たすものでなければ使用を認めていない。また設置検査・変更検査・性能検査及び定期検査を必要とする設備等については、ボイラー、第1種圧力容器、クレーン（3ト以上）等8項目を定めており、定期検査を必要とする設備等については、小型ボイラー、小型圧力容器、第2種圧力容器、クレーン（0.5～5ト未満）、化学設備等28項目を定めている。これらの設備等の使用の制限、検査についても安衛法関連の規則で規定された措置を準用している。

#### (4) 災害等の報告

災害又は事故が発生した場合には、人事院規則では各省各庁の長が人事院に報告するようになっているが、安衛法では所轄の労働基準監督署長に報告書を提出することになる。死亡災害や災害による休業、火災・爆発、第1種・第2種圧力容器の破裂、クレーンの事故等、重大なものについては、両法規ともにそのつど又は遅滞なく報告することになっている。しかしながら、両法規は負傷者の人数や休業の日数によって報告期限等が微妙に異なっている。